

# 山口県報

平成19年  
10月2日  
(火曜日)

## 目次

規則  
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………一

告示  
保安林の指定(下関市)(森林整備課)……………一

公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二



山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第八十六号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「とする。」の下に「ただし、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第五項(同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)(又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第八項(同法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。))の規定による支払に係る部分にあつては、当該使用料の徴収の対象となる利用をした月の翌々月末日までとする。」を

加え、同表五の項及び六の項中「とする。」の下に「ただし、障害者自立支援法第二十九条第五項(同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定による支払に係る部分にあつては、当該使用料の徴収の対象となる利用をした月の翌々月末日までとする。」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県使用料手数料条例施行規則別表第二の四の項から六の項までの規定は、平成十九年九月一日以後の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設の利用に係る使用料について適用する。



### 山口県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年十月二日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路子字台七八の一、字向原八一、字鹿ヶ浴八二、八八、字井手ヶ迫八五、字中岡八六、字本浴八七、字前の浴九〇、字飯ヶ浴三一五の一、三三一の一、三三四の一、三三五の一、三三五の三

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施設要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路子字向原八一・字鹿ヶ浴八八・字飯ヶ浴三一五の一・三三一の一(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(四八三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 さくらんぼ

代 表 者 の 氏 名 懸谷 洋子

主たる事務所の所在地 下関市長府逢坂町七番七号

三 定款に記載された目的

高齢者等に対して、通所介護等の在宅介護事業を中心とした地域福祉の拠点づくりに関する事業を行い、地域及び社会の福祉の増進に寄与すること。